

公認審判員資格取得者（平成27～29年度）の
更新登録について（お知らせ）

2017年4月 審判委員会

公認審判員資格登録継続のための更新手続き期間が改定され、「審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間」となりました。

該当の方は審判委員会へ、申請書と費用の提出を12月末までに行なってください。
(個人宛通知文書を後日郵送します。登録時から住所変更された方は連絡ください)

- 該当者—27年度に2級、3級資格取得者（新規取得者及び更新登録者）です。審判登録番号は協会登録番号「00□□□□□□」（8桁の番号）と同じです
(または25年度に1級取得者で審判登録番号が10桁の番号で「251□□□□□□□□」となっている方)
- 更新登録費用—それぞれの級の登録料に消費税、事務手数料（1,000円）を含め、以下ようになります。
3級（3年間）…5,000+400+1,000=6,400円
2級（3年間）…7,500+600+1,000=9,100円
1級（5年間）…15,000+1,200+1,000=17,200円
- 手続き方法—更新申請書に記入し（印鑑不要）、更新登録料とともに審判委員会を通じて申し込む。（FAX不可）
- 提出先—〒290-0062 市原市 八幡 903-1
千葉県バドミントン協会 審判委員会・丸山秀之
TEL：0436-43-4857 携帯：090-2176-1747
メールアドレス：h_mrym2932@yahoo.co.jp
- 登録料支払先—現金書留か指定の口座（個人宛通知文書に記載）へ振り込んでください。
銀行振込みの方は明細票のコピーを申請書に同封してください。
- その他
 - ・協会登録と審判登録や更新手続きなどの変更がありましたので、千葉県協会でも独自に実施していた更新講習は実施せずに、申請書と費用の提出だけで処理をしています。
 - ・必ず今年度協会登録（千葉県で29年度登録）を済ませ、更新申請をしてください。千葉県で資格取得または前回の更新をされても、今年度は他の都府県で会員登録されている方は登録した都府県協会の手続きをしてください。
 - ・申請の期限は厳守ください。期限を過ぎ、1月以降、連絡もなく申請書の郵送、振込みをされても受付できない場合がありますので、必ず連絡をください。

26年度取得し28年度中に未更新の方へ

移行措置期間として「平成31年3月31日（平成30年度末）までは、改定された更新手続き期間を過ぎた場合でも、その後の1年間は遅延理由書を付した手続きは受け付ける」そうです。

29年度協会登録を済ませ、審判委員会まで問合せください。